

国务院独占禁止委员会による知的財産権分野に関する独占禁止指南

(2019年1月4日国务院独占禁止委员会发布)

文号:国反壟発[2019]2号 所属機関:独占禁止局

成立日:2019年01月04日 公布日:2020年09月18日

http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fldj/202009/t20200918_321857.html

【仮訳】

国务院独占禁止委员会による知的財産権分野に関する独占禁止指南

(2019年1月4日国务院独占禁止委员会成立)

第一章 総則

第1条 指南の目的と根拠

独占禁止と知的財産権の保護には共通の目標がある。すなわち、競争の保護とイノベーションの奨励により、経済の運用効率を向上させ、消費者の利益と社会の公益を擁護する。「中華人民共和国独占禁止法(反壟断法)」(以下「独占禁止法」という)に基づき、事業者が知的財産権に関する法律、行政法規の規定に従って知的財産権を行使する行為には、「独占禁止法」を適用しない。但し、事業者が知的財産権を濫用し、競争を排除、制限する行為には、「独占禁止法」を適用する。

事業者が知的財産権を濫用し、競争を排除、制限する行為は、独立した独占行為ではない。事業者が知的財産権を行使、或いは関連行為に従事しているとき、独占合意を達成或いは実施、市場での支配的地位を濫用、或いは競争を排除、制限する効果を有する事業者の集中を実施、或いはその可能性がある場合、知的財産権の濫用による競争の排除、制限行為を構成する可能性がある。知的財産権の濫用行為に対して「独占禁止法」を適用するための指針を提供し、独占禁止法執行業務の透明性を向上させるために、「独占禁止法」、「国务院独占禁止委员会による関連市場の定義に関する指南」(以下、「関連市場の定義に関する指南」という)などの法律規定に基づき、本指南(ガイドライン)を制定する。

第2条 分析の原則

事業者が知的財産権を濫用し競争を排除、制限しているか否かを分析する場合、以下の基本原則を遵守す

る:

(1)他の財産的権と同一の規制標準を採用し、「独占禁止法」の関連規定を遵守する;

(2)知的財産権の特徴を考慮する;

(3)事業者が知的所有権を保有しているために、その関連市場において市場での支配的地位があると推定しない;

(4)個別の状況に基づき、関連する行為が効率とイノベーションに対して与える積極的な影響を考慮する。

第3条 分析方針

事業者が知的財産権を濫用し競争を排除、制限しているか否かを分析する場合、通常以下の方針を遵守する:

(1)行為の特徴と状態(中文:表現形式)の分析

事業者が知的財産権を濫用し、競争を排除、制限する行為は、知的財産権を行使する行為の可能性、知的財産権の行使に関連する行為の可能性がある。通常、事業者の行為の特徴と状態に基づき、独占的行為を構成する可能性を分析する。

(2)関連市場の定義

関連市場の定義は、通常、関連市場の定義の基本的根拠と一般的な方法を遵守し、併せて知的財産権の特殊性を考慮する。

(3)行為の市場競争に与える排除、制限の影響に対する分析

行為の市場競争与える排除、制限の影響に対する分析は、通常、需要と市場の競争状況を結び付け、具体的な行為に対して分析する必要がある。

(4)行為のイノベーションと効率に及ぼす積極的影響の分析

事業者の行為はイノベーションと効率に積極的な影響を及ぼす可能性があり、これには技術の普及と利用の促進、資源の利用効率の向上などが含まれる。上記の積極的影響の分析には、本指南第6条に規定の条件を満足するか否かを考慮する必要がある。

第4条 関連市場

知的財産権は直接取引の対象とすることもできるし、商品やサービス(以下、商品と総称する)を提供するためにも使用することができる。通常の場合では、「関連市場の定義に関する指南」に基づき関連市場を定義する必要がある。関連商品市場を単に定義するだけでは、行為の競争への影響を全面的に評価することが難しい場合、関連技術市場の定義の必要性がある。個別の状況に基づき、行為のイノベーション、研究開発などの要素に対する影響も考慮することができる。

関連技術市場とは、需要者がより緊密な代替関係があると考える一つのグループ或いは技術で構成される一つの種類の市場をいう。関連技術市場の定義には、以下に掲げる要素を考慮することができる: 技術の属性、用途、ライセンス料、互換性、知的財産権の期限、需要家が他の代替関係のある技術に切替える可能性とコストなど。通常の場合では、異なる技術を利用して代替関係のある商品を提供できる場合、これらの技術は代替関係を持つ可能性がある。一つの技術と知的財産権に関わる技術が代替関係を持つか否かを考慮するとき、単にこの技術の現在の応用分野を考慮するだけでなく、その潜在的な応用分野も考慮しなければならない。

関連市場を定義する場合、関連地域市場を定義するとともに知的財産権の地域性を考慮する必要がある。関連取引が複数の国と地域に及ぶとき、取引条件が関連地域市場の定義に及ぼす影響も考慮する必要がある。

第5条 競争の影響を排除、制限する考慮要因の分析

(1) 市場の競争状況を評価する場合、以下に掲げる要因を考慮することができる: 業界の特徴と業界の発展状況、主要な競合者と市場シェア、市場の集中度、市場

進出の難易度、取引相手方の市場での地位及び関連知的財産権への依存度、関連技術の革新、発展動向及び研究開発状況など。

事業者の関連技術市場でのシェアの算定は、個別の状況に基づき、当該技術を利用して生産した商品の関連市場でのシェア、当該技術のライセンス料収入が関連技術市場の総ライセンス料収入に占める比率、代替関係技術の数量などを考慮することができる。

(2) 具体的な行為に対して分析する場合、以下の要因を考慮することができる: 事業者間の競争関係、事業者の市場シェア及び市場に対する支配力、行為の生産量、地域、消費者などに制限する時間、範囲及び程度; 行為の市場参入障壁を設定或いは向上させる可能性; 行為の技術のイノベーション、伝播及び発展に対する阻害; 行為の業界発展に対する阻害; 行為の潜在競争に対する影響など。

事業者同士の競争関係を判断する場合、個別の状況に基づき、当該行為がない状況では、事業者が実際或いは潜在的に競争関係があるか否かを考慮することができる。

第6条 競争の積極的影響の満足条件

通常の場合で、事業者の行為がイノベーションと効率に与える積極的な影響は以下に掲げる条件を同時に満足する必要がある:

- (1) 当該行為はイノベーションを促進し、効率を向上させることと因果関係がある;
- (2) その他のイノベーションを促進し、効率を向上させる行為に対して、事業者の合理的なビジネスの選択範囲内で、当該行為は市場競争に対して排除、制限の影響がより小さい;
- (3) 当該行為は市場競争を排除し、著しく制限しない;
- (4) 当該行為は他の事業者のイノベーションを著しく阻害しない;
- (5) 消費者はイノベーションの促進、効率の向上の利益を分かち合うことができる。

第二章 競争を排除、制限する可能性がある知的財産

合意

知的財産権に関する合意、特に共同研究開発、クロスライセンスなどは、通常、イノベーションを奨励し、競争を促進する効果があるが、合意の種類が異なれば積極的な影響も異なる。但し、知的財産権に関する合意が市場競争に排除、制限の影響を生じる可能性がある場合、「独占禁止法」第二章の規定を適用する。

第7条 共同研究開発

共同研究開発(中国語: 联合研发)とは、事業者が技術、製品などを共同研究開発し、研究開発の成果を利用する行為をいう。共同研究開発は、通常、研究開発コストを節約し、研究開発の効率を向上させることができる。但し、市場競争に対して排除、制限する影響が生じる可能性がある場合、分析するときは以下に掲げる要因を考慮することができる:

(1) 事業者が共同研究開発と関係のない分野で独立して或いは第三者と協力して研究開発を行うことを制限しているか否か;

(2) 事業者が共同研究開発を完成した後、後続の研究開発を行うことを制限しているか否か;

(3) 事業者が共同研究開発と関係のない分野で研究開発した新技術或いは新製品に関わる知的財産権の帰属と行使を制限しているか否か。

第8条 クロスライセンス

クロスライセンス(中国語: 交叉许可)とは、事業者が各自の所有する知的財産権を相互に許諾して使用することをいう。クロスライセンスは、通常、知的財産権のライセンスコストを低く抑え、知的財産権の実施を促進することができる。但し、市場競争に対して排除、制限する影響が生じる可能性がある場合、分析するときは以下に掲げる要因を考慮することができる:

- (1) 排他的許諾であるか否か;
- (2) 第三者の市場参入障壁を構成しているか否か;
- (3) 下流市場の競争を排除、制限しているか否か;
- (4) 関連商品のコストを上げているか否か。

第9条 排他的フィードバックと独占的フィードバック

フィードバック(中国語: 回授)とは、被許諾者が被許諾知的財産権を利用して改良(中国語: 改进)した、或いは被許諾知的財産権を使用して得られた新たな成果を許諾者に授権することをいう。フィードバックは、通常、新しい成果への投資と運用を促進することができる。但し、排他的フィードバックと独占的フィードバックは被許諾者のイノベーションの推進力を低く抑え、市場競争に対して排除、制限する影響が生じる可能性がある。

許諾者或いはその指定する第三者及び被許諾者のみにフィードバックの改良或いは新たな成果を実施する権利を有する場合、このフィードバックは排他的である。許諾者或いはその指定する第三者のみにフィードバックの改良或いは新たな成果を実施する権利がある場合、このフィードバックは独占的である。通常の場合、独占的フィードバックは排他的なフィードバックに比べて競争を排除、制限する可能性がさらに高い。排他的フィードバックと独占的フィードバックが市場競争に対して排除、制限する影響を分析するときは以下に掲げる要因を考慮することができる:

(1) 許諾者がフィードバックについて実質的な対価を提供しているか否か;

(2) 許諾者と被許諾者がフィードバックの許諾において相互に独占的フィードバック或いは排他的フィードバックを求めているか否か;

(3) フィードバックの改良或いは新たな成果を単一の事業者に集中させ、市場の支配力を獲得或いは強化しているか否か;

(4) フィードバックが被許諾者の改良に積極的な影響があるか否か。

許諾者が被許諾者に上記の改良或いは新たな成果を許諾者、或いはその指定する第三者に譲渡することを求めている場合で、当該行為が競争を排除、制限するか否かを分析する場合、同様に上記の要因を考慮する。

第10条 不問条項(不爭条項)

不問条項(中国語:不质疑)とは、知的財産権の許諾に関する合意の中で、許諾者が被許諾者にその知的財産権の有効性に対して異議を申立ててはならないことを要求するといった条項をいう。不問条項の市場競争に対する排除、制限する影響を分析するときは、以下に掲げる要因を考慮することができる:

- (1) 許諾者がすべての被許諾者にその知的財産権の有効性を質疑しないことを求めているか否か;
- (2) 不問条項が関わる知的財産権の許諾は有料か否か;
- (3) 不問条項の関わる知的財産権は下流市場の参入障壁を構成する可能性があるか否か;
- (4) 不問条項の関わる知的財産権は他の競争力のある知的財産権の実施を妨げているか否か;
- (5) 不問条項が関わる知的財産権の許諾は排他性を備えているか否か;
- (6) 被許諾者は許諾者に知的財産権の有効性が結果的に著しく損失を被る可能性があるか否かを質疑したか。

第11条 標準規格の制定

本指南にいう標準規格の制定とは、事業者が共同で一定の範囲で統一的に実施する知的財産権に関する標準規格の制定或いは制定に参加することをいう。標準規格の制定は異なる製品間の共通性を実現し、コストを低く抑え、効率を向上させ、製品の品質を保証する。但しこれには、競争関係のある事業者が共同で参加する標準規格制定は競争を排除し、制限する可能性のあるため、具体的に分析するときは以下に掲げる要因を考慮することができる:

- (1) その他の特定事業者を排除する正当な理由があるか否か;
- (2) 特定の事業者の関連方案を排斥する正当な理由があるか否か;
- (3) その他の競争力のある標準規格を実施しない約定があるか否か;

(4) 標準規格の行使に含まれる知的財産権に対して必要、合理的な拘束メカニズムがあるか否か。

第12条 その他の制限

事業者による知的財産権の許諾は、以下に掲げる制限が及ぶ可能性がある:

- (1) 知的財産権を使用する分野の制限;
- (2) 知的財産権を利用して提供される商品の販売或いは宣伝ルート、範囲或いは対象の制限;
- (3) 事業者が知的財産権を利用して提供する商品数量の制限;
- (4) 事業者が競争関係のある技術の使用或いは競争関係のある商品提供の制限。

上記の制限は通常、ビジネスの合理性を備え、効率を向上させ、知的財産権の実施を促進することができる。但し、市場競争に対して排除、制限する影響が生じる可能性がある場合、分析するときは以下に掲げる要因を考慮することができる:

- (1) 制限された内容、程度及び実施方法;
- (2) 知的財産権を利用して提供される商品の特徴;
- (3) 制限と知的財産権の許諾条件の関係;
- (4) 複数の制限が含まれているか否か;
- (5) その他の事業者が所有する知的財産権が代替関連技術のある場合、その他の事業者が同一或いは類似の制限を実施しているか否か。

第13条 セーフハーバー規則

法律執行の効率を向上させるために、市場主体に明確な予測を提供し、セーフハーバー規則を設立する。セーフハーバー規則とは、事業者が以下に掲げる条件の一つに該当する場合、通常、知的財産権に関する合意を「独占禁止法」第13条第1項第6号と第14条第3項の規定による独占合意と認定しないことをいう。但し、当該合意が反証の証拠があり市場競争に対する影響を排除、制限することを証明する場合を除く。

- (1) 競争関係のある事業者の関連市場におけるシェアの合計は20%を超えない場合;
- (2) 知的財産権に関する合意の影響を受けるいずれ

かの関連市場で事業者と取引相手の市場シェアは30%を超えない場合；

(3) 事業者が関連市場でのシェアを獲得しにくい場合、或いは市場シェアは事業者の市場での地位を正確に反映できない場合。但し、関連市場で各当事者の合意により支配される技術を除いて、他の事業者が合理的なコストで入手でき独立して支配できる4つ或いは4つ以上の代替関係のある技術がある場合。

第三章 知的財産権に関する市場での支配的地位の濫用行為

知的財産権に関わる市場での支配的地位を濫用する行為を認定する場合、「独占禁止法」第三章の規定を適用する。通常の場合では、まず関連市場を定義し、事業者が関連市場において市場での支配的地位を備えているか否かを認定し、また個別の状況に基づき、知的財産権の濫用、競争を排除、制限する行為を具体的に分析する。

第14条 知的財産権と市場での支配的地位の認定

事業者が知的財産権を持っているということは、必ずしもそれが市場での支配的地位を持っていることを意味するものではない。知的財産権を持つ事業者が関連市場において支配的地位を備えているか否かを認定する場合、「独占禁止法」第18条、第19条に規定される事業者が市場での支配的地位にあると認定或いは推定される要因と状況に基づき分析する必要があり、知的財産権の特徴を結び付け、以下に掲げる要因も具体的に考慮することができる：

(1) 取引相手が代替に関係する技術或いは商品などに転向する可能性及び転換コスト；

(2) 下流市場が知的財産権を利用して提供される商品に依存する程度；

(3) 取引相手人の事業者に対する平衡(訳注: チェックアンドバランス)能力。

第15条 不当に高額での知的財産権の許諾

市場での支配的地位のある事業者は、その市場での支配的地位を濫用し、不当に高額で知的財産権を許諾

し、競争を排除、制限することができる。それが市場での支配的地位を濫用する行為を構成しているか否かを分析する場合、以下に掲げる要因を考慮することができる：

(1) ライセンス料の計算方法及び知的財産権の関連商品に対する価値の貢献；

(2) 事業者の知的財産権の許諾に対する確約；

(3) 知的財産権許諾の履歴或いは対比できるライセンス料の標準；

(4) 不当に高額に至った許諾条件、知的財産権の地域範囲或いは対象商品範囲を超えたライセンス料の徴収を含む；

(5) 一括許諾時に期限満了或いは無効の知的財産権にライセンス料を徴収しているか否か。

事業者が不当に高額で標準規格必須特許を許諾しているか否かを分析する場合、関連標準規格に適合した商品が負担する全体のライセンス料の状況及びその関連産業の正常な発展に対する影響を考慮することができる。

第16条 知的財産権の許諾の拒否

許諾の拒否とは、事業者が知的財産権を行使する一種の状態であり、通常の場合で、事業者は競合相手や取引相手と取引を行う義務を負わないのである。但し、市場での支配的地位のある事業者は、正当な理由なく知的財産権の許諾を拒否し、市場での支配的地位を濫用する行為を形成し、競争を排除、制限することができる。具体的に分析する場合、以下に掲げる要因を考慮することができる：

(1) 事業者が当該知的財産権の許諾になした確約；

(2) 他の事業者が関連市場に参入する場合に当該知的財産権の許諾を必ず得なければならないか否か；

(3) 関連する知的財産権の許諾の拒否が市場競争と事業者のイノベーションの実施に対する影響及び程度；

(4) 拒否を受けた当事者の合理的なライセンス料支払い意欲と能力などの欠如があるか否か；

(5) 事業者が拒否を受けた当事者に合理的な申出を

したか否か;

(6) 関連する知的財産権の許諾の拒否が消費者の利益或いは社会公共の利益を損なうか否か。

第17条 知的財産権に関する抱合せ

知的財産権に関する抱合せとは、事業者がその他の知的財産権の許諾、譲渡を受入れる、或いはその他の商品の受入れを条件とする知的財産権の許諾、譲渡をいう。知的財産権の一括許諾は抱合せの形態である可能性がある。市場での支配的地位のある事業者は、正当な理由なく、上記の抱合せ行為を通じて、競争を排除、制限することができる。

知的財産権に関する抱合せが市場での支配的地位を濫用する行為を構成するか否かを分析する場合、以下に掲げる要因を考慮することができる:

- (1) 取引相手側の意向に反するか否か;
- (2) 取引慣例或いは消費習慣に適合するか否か;
- (3) 関連する知的財産権或いは商品の性質の差異及び相互関係を無視しているか否か;
- (4) 合理性及び必要性があるか否か、例えば技術の互換性、製品の安全性、製品の性能などを達成するために必要不可欠な措置など;
- (5) その他の事業者の取引機会を排除、制限するか否か;
- (6) 消費者の選択権を制限するか否か。

第18条 知的財産権に関する付加的不公正な取引条件

市場での支配的地位のある事業者は、正当な理由なく、知的財産権に関わる取引に以下に掲げる取引条件を付加し、競争を排除、制限する効果を及ぼす可能性がある:

- (1) 独占的フィードバック或いは排他的フィードバックを要求する;
- (2) 取引相手側にその知的財産権の有効性に対して有効性の質疑を提起することを禁じる、或いは取引相手側が知的財産権侵害訴訟を提起することを禁じる;
- (3) 取引相手側に自有する知的所有権の実施を制限、

取引相手側の利用を制限、或いは競争関係のある技術或いは商品の研究開発を制限する;

(4) 期限が満了した或いは無効が宣告された知的財産権の権利を主張する;

(5) 合理的な対価を提供しない状況で取引相手側にそのクロスライセンスを要求する;

(6) 取引相手側に第三者と取引を行うことを強制或いは禁止、或いは取引相手側に第三者と取引を行う条件を制限する。

第19条 知的財産権に関する差別的待遇

知的財産権に関わる取引において、市場での支配的地位のある事業者は、正当な理由なく、実質的に同一の取引相手側に対して異なる許可条件を実施し、競争を排除、制限することができる。事業者の実施する差別待遇が市場での支配的地位を濫用する行為を構成するか否かを分析する場合、以下に掲げる要因を考慮することができる:

- (1) 取引相手側の条件が実質的に同一か否か、これには関連する知的財産権の使用範囲、異なる取引相手側が関連する知的財産権を利用して提供する商品に代替関係があるか否かなどを含む;
- (2) 許諾条件が実質的に異なるか否か、これには許諾数量、地域及び期間などを含む。許諾合意条項を分析する以外に、許諾者と被許諾者間で達成されたその他のビジネス取決め許諾条件に与える影響を総合的に考慮することが必要である;
- (3) 当該差別的待遇は被許諾者の参加する市場競争に著しく不利な影響を及ぼすか否か。

第四章 知的財産権に関わる事業者の集中

知的財産権に関わる事業者の集中には一定の特殊性があり、主に事業者の集中を構成する状況、審査での考慮要因及び追加される制限的条件などの面に反映されている。知的財産権に係る事業者の集中を審査する場合、「独占禁止法」第四章の規定を適用する。

第20条 知的財産権取引に事業者の集中を伴う可能性

事業者は知的財産権に関わる取引を通じて他の事業者に対する支配権を取得或いは他の事業者に決定的な影響を及ぼすことができる場合、事業者の集中を構成することができる。その中で、知的財産権の譲渡或いは許諾が事業者の集中の状況を構成することを分析するとき、以下に掲げる要因を考慮することができる：

- (1) 知的財産権は独立した業務を構成するか否か；
- (2) 知的財産権は会計前年度に独立し且つ算定可能な売上高が生じたか否か；
- (3) 知的財産権の許諾方法と期間。

第21条 知的財産権に関する事業者の集中の審査

知的財産権に関する取決めが集中取引の実質的な構成部分或いは取引の目的の実現に重要な意義がある場合、事業者の集中の審査過程においては、「独占禁止法」第27条に規定される要因を考慮し、同時に知的財産権の特徴を考慮する。

第22条 知的財産権に関わる制限的条項の種類

知的財産権に関する制限的条項には構造的条項、行為的条項及び総合的条項が含まれる。知的財産権に関する制限的条項が付加されている場合、通常は個別事件の状況に基づき、事業者の集中のある或いはその可能性による競争を排除、制限する効果については、制限的条項を評価して後に決定することを提案する。

第23条 知的財産権に関わる構造的条項

事業者は知的財産権或いは知的財産権に関わる業務の制限的条項の売却(中国語:分離)を提案することができる。事業者は通常、知的財産権の譲渡当事者が必要な資源、能力を擁するとともに、売却された知的財産権の使用を通じて或いは関連業務に従事することにより市場競争に参加する意思があることを確認する必要がある。売却は効果的、実行可能、適時に行い、市場の競争状況の影響を受けることを避けなければならない。

第24条 知的財産権に関わる行為的条項

知的財産権に関する行為的条項を個別の事件の状況に基づき確定する場合、制限的条項の推奨事項には

以下に掲げる内容を含むことができる：

- (1) 知的財産権の許諾；
- (2) 知的財産権関連事業の独立した運営を維持し、関連業務は一定期間に有効競争を行う条件を備えていること；
- (3) 知的財産権許諾条件の制限、これには事業者が特許許諾時に公平、合理、非差別義務の遵守、抱合せなどの不実施を要求することが含まれ、事業者は通常当該義務を確実に順守させるために具体的取決めを行う必要がある。
- (4) 合理的ライセンス料の徴収、事業者は通常、ライセンス料の算定方法、ライセンス料の支払方法、公平な交渉条件及び機会などを詳細に説明しなければならない。

第25条 知的財産権に関わる総合的条項

事業者は構造的条項と行為的条項を組合せて、知的財産権に関する総合的な制限条項の提案を提出することができる。

第五章 知的財産権に関わるその他の状況

知的財産権に関わる状況により異なる種類の独占的行為を構成する可能性があり、特定の主体に関わる可能性もあるため、個別の事件の状況に基づき分析することができ、「独占禁止法」の関連規定を適用する。

第26条 特許の共同経営

特許の共同経営(訳注:パテントプール)とは、2つ或いは2つ以上の事業者が各自の特許を共同経営構成員或いは第三者に許諾することをいう。特許共同経営の各当事者は通常、共同経営構成員に委託或いは独立した第三者に委託して共同経営の管理を実施する。共同経営の具体的方法には合意の達成、会社或いはその他の実体の設立などが含まれる。

特許の共同経営は一般的に取引コストを低く抑え、ライセンス効率を向上させ、競争を促進する効果がある。但し、特許の共同経営も競争を排除、制限することができるため、具体的に分析するとき、以下に掲げる要因を考慮することができる：

(1) 事業者の関連市場における市場シェア及び市場に対する支配力;

(2) 共同経営の特許は代替関係のある技術か否か;

(3) 共同経営構成員が単独で外部に特許或いは研究開発技術の許諾を制限しているか否か;

(4) 事業者は共同経営を通じて商品の価格、生産量などの情報を交換しているか否か;

(5) 事業者が共同経営を通じてクロスライセンス、独占的フィードバック或いは排他的フィードバック、不問条項の締結及びその他の制限の実施などを行っているか否か;

(6) 事業者が共同経営を通じて不当に高値での特許許諾、抱合せ、不当な取引条件を付加或いは差別待遇を実施しているか否か。

第 27 条 標準規格必須特許に関する特別な問題

標準規格必須特許とは、ある標準規格を実施するために不可欠な特許をいう。標準規格必須特許を保有する事業者が市場での支配的地位を備えているか否かを判断する場合、本指南第 14 条に基づき分析し、同時に以下に掲げる要因も考慮することができる:

(1) 標準規格の市場価値、適用範囲と程度;

(2) 代替関係のある標準規格或いは技術が存在するか否か、これには代替関係の標準規格或いは技術を使用する可能性と転換コストを含む;

(3) 業界の関連標準規格に対する依存度;

(4) 関連標準規格の発展状況と互換性;

(5) 標準規格に組込まれた関連技術が代替される可能性。

市場での支配的地位を持つ標準規格必須特許権者は裁判所或いは関連部門に関連する知的財産権の使用を禁止する判決、裁定或いは決定を下すことを求めることにより、被許諾者にその提出した不公平で高額なライセンス料或いはその他の不当な許諾条件を受入れるよう迫り、競争を排除、制限することができる。具体的に分析するときは、以下に掲げる要因を考慮することができる:

(1) 交渉双当事者の交渉過程における行為の状態及びその反映した真実の意図;

(2) 関連標準必須特許が負う関連の確約;

(3) 交渉双当事者が交渉中に提示した許諾条件;

(4) 裁判所或いは関連部門に関連する知的財産権の使用を禁止する判決、裁定或いは決定を下すことを求めることの許諾交渉に対する影響;

(5) 裁判所或いは関連部門に関連する知的財産権の使用を禁止する判決、裁定または決定を下すことをもめることの下流市場競争と消費者の利益に対する影響。

第 28 条 著作権集団管理

著作権集団管理は通常個々の著作権者の権利行使に有利であり、個人の権利維持及び利用者の授権のコストを低く抑え、作品の伝播と著作権保護を促進する。但し、著作権集団管理組織が活動を展開する過程で、知的財産権を濫用し、競争を排除、制限する可能性がある。具体的に分析するとき、行為の特徴と状態に基づき、可能性のある独占行為を特定するとともに関連の要因を分析することができる。

注: 上記翻訳は参考までの仮訳であり当方が責任を負うものではありません、原文でご確認をお願いします。